

平成 25 年 4 月 25 日

民主党  
代表 海江田万里 様

公益社団法人 全国精神保健福祉会  
理事長 川崎 洋子

### 精神保健福祉法改正に関して（意見）

日頃精神保健福祉の向上、精神障害者当事者・家族の問題にご理解と支援をいただき、心より感謝申し上げます。

精神保健福祉医療の問題に関しては、当会としてもその向上を願って、各種会議において議論にも参加してまいりました。このたび精神保健福祉法改正がおこなわれ、長年の家族会の課題でありました、保護者制度など、重要な問題が焦点となって改正されますことに、私たち家族会は非常に高い関心と希望を持っております。

以下意見申し上げます。

1、厚生労働大臣が良質かつ適切な精神科医療の提供の確保に関する指針を定めることに賛成します。

特に、訪問支援の充実、多職種による医療提供の推進は、家族の負担を軽減し、受診・受療の機会を広げ、健康な生活の維持に役立つなど、大きな意味があるものとして期待します。

2、保護者制度の廃止について、賛成します。保護者制度の廃止は長年の家族会の要望であり、この度多くの関係各位の理解によって、廃止ということが提示されましたことを感謝します。

3、医療保護入院の見直しについては、今回の入院制度の改正が十分な計画と準備期間がなかったことを踏まえ、現時点では「家族の同意」が必要とされることが提示されたことを止むを得ずといたします。

しかし、入院制度等に関しては今後、今回は実現が難しかった代弁者などの権利擁護のあり方を整備し、インフォームドコンセントの部分は他の疾患と同様に精神保健福祉法には「家族の同意」と明示しないで、多疾患と平等であることを要望します。

改正法案の附則にあるとおり、上記医療保護入院の在り方を含めた見直しを確実に実施してください。

4、早期の退院に向けた取り組みに賛成します。病院内外の支援者が連携して、退院の支援を行うことは必要なことであると考えます。しかし、一方で、今までのように安易に家族のもとに帰すということではなく、当事者と家族の意向を尊重し、また家族関係や環境をよく考慮した上の退院支援であることを希望します。また退院した後、訪問支援や多職種による医療サービスなどによって、当事者・家族を支える仕組みがあることが必要です。

さらに、家族のもとに帰ることが不適切である場合、自立を希望するなどの場合、地域に十分な住まいと生活支援のサービス、生活できる所得の保障がなくてはなりません。早急にそれらを整備することを要望します。

5、地域の相談支援関係者が、院内関係者と連携し、退院支援をすることに賛成します。相談支援関係者のマンパワーを充実させることを要望します。入院という事態になるまでに、家族は大変な苦勞をしています。それが入院の長期化を招くことにもなっています。「家族を一人ぼっちにさせない」無支援状態の家族を作らない、継続した家族に対する専門職の関わりに期待します。

6、精神医療審査会の委員の構成について、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者を規定することに賛成します。福祉的視点が入ることによって、審査の幅が広がることに期待します。

7、「精神保健福祉法」は「保護」とか「指導」とかいう言葉に表れるように、古い体質を引きずっている面が多々あります。一方精神障害者は年々増え、自殺者の問題も社会問題となっています。5大疾病の一つともなりました。この法律が時代の要請に則したものとなるよう、今後抜本的な改正が必要であると考えます。